

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成21年5月29日京都市条例第

2号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、職員の給与について次の措置を講じることとしました。

1 期末手当

- (1) 平成21年6月に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

改正前	改正後
100分の140（再任用職員にあっては100分の75，管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定める者（以下「管理監督職員」といいます。）にあっては100分の120）	100分の125（再任用職員にあっては100分の70，管理監督職員にあっては100分の110）

- (2) 期末手当の支給対象に指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職職員」といいます。）を追加することとし、その支給割合の限度を次のとおりとします。ただし、平成21年6月に支給する期末手当の支給割合の限度は、100分の70とします。

区分	支給割合
6月支給分	100分の75
12月支給分	100分の90

2 勤勉手当

- (1) 平成21年6月に支給する勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

改正前	改正後
100分の75（再任用職員にあっては100分の35，管理監督職員にあっては100分の95）	100分の70（再任用職員にあっては100分の30，管理監督職員にあっては100分の85）

- (2) 勤勉手当の支給対象に指定職職員を追加することとし、その支給割合の限度を次のとおりとします。ただし、平成21年6月に支給する勤勉手当の支給割

合の限度は、100分の75とします。

区 分	支 給 割 合
6 月 支 給 分	100分の85
1 2 月 支 給 分	100分の85

3 期末特別手当

1(2)及び2(2)の措置に伴い、指定職職員に対して支給している期末特別手当を廃止します。

4 関係条例の一部改正

この条例の改正に伴い、京都市職員の育児休業等に関する条例、京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第37号）の一部を改正します。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 2 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項前段中「第18条の2」を「第18条」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」の右に「及び第3条第1項第9号の給料表の適用を受ける職員」を加え、同項第2号中「100分の85」の右に「、第3条第1項第9号の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の90」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及び清掃職務給の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において市長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で市長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として市長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第1号及び第9号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として市長が定めるもの
- (3) 第3条第1項第9号の給料表の適用を受ける職員

第18条第2項第1号中「100分の75（）」の右に「第3条第1項第9号の給料

表の適用を受ける職員にあつては100分の85,」を加え,「,100分の95」を「100分の95」に改め,同条第4項後段中「同条第4項」を「同条第4項各号列記以外の部分」に改める。

第18条の2を削る。

第18条の3第2項中「,第13条」を「及び第13条」に改め,「,第17条及び第18条」を削り,同条を第18条の2とする。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第18条第2項の規定の適用については,第17条第2項第1号中「100分の140」とあるのは「100分の125」と,「100分の75」とあるのは「100分の70」と,「100分の120」とあるのは「100分の110」と,第18条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と,「100分の85」とあるのは「100分の75」と,「100分の95」とあるのは「100分の85」と,同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

3 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「,期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

4 京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成19年3月26日京都市条例第

37号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「, 第18条の2第3項」を削る。

(行財政局人事部給与課)